

「東京都手話言語条例」は、令和7年9月1日で施行後3年を経過したため、条例の施行状況を把握するとともに、関係者から意見を聴取

I 条例の施行状況（主な取組）【令和4～7年度】

■全体（都の責務（3条））

- ・イベントや説明会等で手話通訳を配置、動画配信での手話通訳や字幕の表示など、手話を使用しやすい環境整備及び手話を用いた情報発信を実施
- ・都庁等で遠隔手話通訳サービスを実施

<基本的施策>

■学習機会の確保等（6条）

- ・都民・職員向けの各種講習を実施
- ・職員に対し手話関係の通信講座受講費用等を支援

■相談支援体制の整備及び拡充（7条）

- ・各センター及び聴覚障害特別支援学校において相談事業を実施

■手話通訳者の人材確保、養成等（8条）

- ・手話通訳者等を養成

■事業者への支援（9条）

- ・聴覚障害者の就職・職場定着に事例紹介や普及啓発を実施

■学校における支援（10条）

- ・教員向け研修、保護者への手話の学習機会の提供等を実施

■医療等サービスにおける環境整備（11条）

- ・「東京都障害者差別解消法ハンドブック」を改訂、医療等関係機関へ合理的配慮について周知
- ・聴覚障害がある感染症（疑い）患者への疫学調査等の実施体制を整備

■手話の普及啓発（12条）

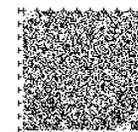
- ・ブックレット、映像教材の作成やイベントの実施等により、手話の普及・理解促進のための啓発活動を展開

■手話に関する調査研究等（13条）

- ・コミュニケーション手段や手話通訳の利用状況等について調査

■災害時における措置（14条）

- ・手話や文字による災害時等の情報発信
- ・火災現場への手話通訳派遣



2 令和8年度の取組（案）

これまでの取組を引き続き着実に実施するとともに、普及啓発や手話を学習する機会の提供等の取組を拡充

➡ 手話に対する理解の促進、手話の普及、手話を使用しやすい環境の整備を一層推進

《主な取組（新規・拡充）》

環境
整備

➤手話を使用しやすい環境整備を一層推進

【拡充】遠隔手話通訳のサービス提供機関を拡充（都立病院を対象に追加）《福祉局》

学習

➤手話を学習する機会を充実

【拡充】手話通訳者養成講習会のクラスを増設《福祉局》

【拡充】都立大学の学生・教職員等を対象とした手話講習のクラスを増設《総務局（都立大学）》

養成

➤手話通訳者養成の取組を強化

【拡充】手話通訳者養成講習会のクラスを増設（再掲）《福祉局》

学校

➤学校における支援を充実

【新規】都立聴覚障害特別支援学校において、児童生徒等向け外部有識者の講演・特別授業等を実施《教育庁》

普及
啓発

➤手話の普及啓発の取組を強化

【新規】手話及び聴覚障害に関する普及啓発のための「手話の日」（9月23日）イベントを開催
《福祉局》

【拡充】大学生向け普及啓発イベントのプログラムを追加等《福祉局》

